

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により,特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので,同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成24年8月3日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人マンションセンター京都

(2) 代表者の氏名

清水 雅夫

(3) 主たる事務所の所在地

京都市下京区松原通高倉東入ル杉屋町278番地の2 三洋ビル302号室

(4) 定款に記載された目的

この法人は,マンションに居住又はそれを購入しようとする者,あるいはマンションに関心をもつ市民に対して,広く相談活動を行い,必要な情報の提供及び研修活動を行うことによって,市民が良好な住生活を営むことに資することを目的とする。

2 申請年月日

平成24年7月27日

(文化市民局地域自治推進室)